

税の申告が始まります



来場される方へのお願い

来場を予定されている方は、当日朝の検温の実施をお願いいたします。熱があるなど体調不良の症状が見られる場合には、来場を控え、別の日程をご検討ください。

また、マスクを着用し、咳エチケットなどの感染予防対策をお願いします。職員もマスク着用で対応します。

申告が必要？不要？

自分がどの項目に該当するか確認してみましょう。

申告日程

◇受付時間／午前9時～午後4時

月日	受付地区	会場
2月14日(火)	当別・三ツ石地区	石別住民センター (当別3丁目1番44号)
2月15日(水)	茂辺地・茂辺地市ノ渡地区	茂辺地住民センター (茂辺地2丁目5番56号)
2月16日(木)～ 17日(金)	谷好・富川・桜岱・水無・ 三好・矢不來・館野地区	谷好住民センター (谷好3丁目12番41号)
2月20日(月)～ 22日(水)、24日(金)	七重浜・追分1丁目地区	七重浜住民センター「れいんぼー」 (七重浜2丁目32番25号)
2月27日(月)	追分・追分2丁目～7丁目地区	追分福祉センター (追分5丁目14番1号)
2月28日(火)～ 3月1日(水)	飯生・押上・大工川・常盤・ 公園通・添山・昭和地区	エイド'03 (飯生3丁目4番1号)
3月2日(木)～3日(金) 6日(月)	久根別・東浜1丁目地区	久根別住民センター「くーみん」 (久根別1丁目29番1号)
3月7日(火)～ 9日(木)	本町・本郷・市渡・村山・中山・稲里・ 白川・細入・南大野・向野・文月・村内地区	北斗市公民館 (本郷2丁目32番5号)
3月10日(金)	開発・東前・萩野・一本木・ 千代田・清水川地区	農業振興センター (東前74番地の2)
3月13日(月)～ 15日(水)	中央・中野通・中野・清川・ 野崎・東浜2丁目地区	北斗市役所 1階 大会議室 (中央1丁目3番10号)

*お住まいの受付地区(会場)で申告できない方は、他の会場へお越しください。

問 ◇所得税に関すること 函館税務署 ☎31-3171
◇市道民税・国保税に関すること 市役所税務課所得課係[内線134]

1 申告が必要な方

- 農業、漁業、自営業などの事業を営んでいる方
- 地代、家賃などの不動産収入がある方
- 給与所得者で勤務先での年末調整が行われていないために所得税額が確定しない方、または2カ所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与所得者で年末調整を行っていないが、給与所得以外の所得が20万円を超える方
- 生命保険の満期受取金などの一時所得や雑所得がある方
- 北斗市国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方(ただし、次に記載の「3 申告が不要な方」を除きます。)
- ふるさと納税を5団体を超える自治体に行なった方 など

2 申告をしたほうがよい方

- 給与所得のみの方で、年末調整を行っていないが、医療費控除や雑損控除などの追加があり、所得税、市・道民税の両方またはいずれかが減額となる方
- 年金所得のみの方で、社会保険料、生命保険料、障害者控除などの各種控除を申告することにより、所得税、市・道民税の両方またはいずれかが減額となる方
- 各種手続きのために所得証明書や課税・非課税証明書を必要とする方 など

3 申告が不要な方

- 給与所得のみで年末調整を行っていて、所得控除額の変更がない方
- 年金所得のみで所得税の源泉徴収がされず、年金収入の合計額が一定額以下の方
- 昭和33年1月1日以前生まれの方
：148万円以下
- 昭和33年1月2日以降生まれの方
：98万円以下

申告に必要なもの(例)

- 本人確認書類／マイナンバーカード
- マイナンバーカードがない方は、個人番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ一つずつが必要です。

個人番号確認書類

- ・ 通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り)
- ・ マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

身元確認書類

- ・ 運転免許証
- ・ 公的医療機関の被保険者証
- ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ パスポート ・ 在留カード など

※扶養親族や事業専従者がいる場合は、その方のマイナンバーも把握してください。

- 申告の案内はがき(はがきの送付対象者は、次頁の「申告案内はがきの送付」をご覧ください。)
- 各種領収書、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの控除証明書

自書申告にチャレンジ

■自書申告は、お待たせしません

自書申告は、自分で申告書を作成し、添付書類を貼り付けて、そのまま提出することをいいます。申告書の内容の確認(申告相談)などを行わないため、会場で長時間待つことはありません。申告書の様式は、1月中旬に各所に備え付けます。

■自書申告提出方法

- ① 持ち込み／市役所税務課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所、申告会場に提出(内容の確認は行いません。)
- ② 郵送

▼確定申告書↓札幌国税局業務センター

〒040-8505 函館市中島町37番1号

▼市・道民税申告書↓市役所税務課

〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号

*自書申告書を提出する場合は「本人確認書類」の写しを添付してください。



函館税務署からのお知らせ

函館税務署での申告が必要な方

- 次に該当する方は、函館税務署で申告してください。
- 青色申告の方
- 初めて住宅借入金等特別控除を申告する方
- 譲渡所得(土地・建物・株式の売却)のある方や損失の申告をする方
- 山林所得、配当所得のある方
- 消費税の申告がある方

● 受付期間／令和5年2月16日(木)～3月15日(水)

午前9時～午後4時
※還付申告は、令和5年2月15日(水)以前でも行うことができます。

確定申告会場(函館税務署)への入場には、「入場整理券」が必要です

感染防止の観点から「入場整理券」を当日会場で配付し、申告会場へ入場できる時間枠を指定しご案内します。

入場整理券は、LINEを通じてオンライン事前発行もできます。混雑状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

オンライン事前発行と当日の配付状況は国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページから e-Tax

国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用して、オンラインで提出ができます。

(注)マイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあればご利用可能です。

e-Tax(電子申告)のメリット

- ・ 税務署や北斗市の受付会場に行かずに自宅から申告できます。
- ・ 生命保険料控除などの証明書は、その記載内容を入力して送信すると、提出または提示が不要です。
- ・ 確定申告期間中、24時間いつでも利用可能です。
- ・ マイナンバーカードを連携すると、スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動入力されます。

詳しくは、国税庁「動画で見る確定申告」をご覧ください。



申告案内はがきの送付

国保加入世帯主の方で、申告時期の1月1日時点で国民健康保険に加入している世帯主のうち、令和3年中の申告状況により今年も申告が必要と判断した方に対し、1月下旬に申告案内はがきを送付します。

なお、はがきを送付されない場合でも、「1 申告が必要な方」や「2 申告をしたほうがよい方」は、申告をお願いします。